

令和7年度 第3回「福島市地域クラブ活動推進協議会」議事録

日時：令和8年2月6日（金）15時～16時30分

場所：福島市市民センター3階 313会議室

【出席者】 ※敬称略

渡部正晴 佐藤力夫 小川 宏 小川尚子 草野温子 本田純也 菊田 悟
甚野道雄 小野孝二 遠藤亨恵 皆川沙織 齋藤智之
(欠席者・・・吉田美智子)

【事務局等】

学校教育課長 ほか4名

スポーツ振興課長・係長、文化振興課長、生涯学習課担当者

1 開会のことば（進行：後藤係長）

2 報告事項（事務局）

○アンケート結果の一部訂正について

- ・第1回アンケートにおける教職員の対象者数に誤りがあったため、訂正。（教職員の対象者数は463名、回答率は64.8%として訂正した。）

○議事録公開について

- ・第2回協議会の資料および議事録は、市のホームページで公開済み。

○「福島市部活動地域展開通信『子どもの時間Re・デザイン』」発行について

- ・市の地域展開の進捗や方針を市内の児童生徒、教職員、保護者等へ伝えるために発行。第1号は12月に発行、第2号は1月に発行済みである。市ホームページにも掲載済み。

3 協議（議長：渡部会長）

（1）地域クラブ活動の在り方及び今後の取組内容等について（事務局）

○福島市における部活動の地域展開について

- ・本市の部活動地域展開の大きなコンセプトは「子どもの時間Re・デザイン」であり、これは単に学校の部活動を地域へ移行するのではなく、休日や放課後の子どもの時間の過ごし方そのものを見直すというものである。
- ・認定地域クラブへの支援策としてこれまで検討されていた「補助金」、「学校施設の減免」について、現時点では市の財政的負担を踏まえ削除した。

○国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）の概要等について

- ・令和8年度から令和13年度までの改革実行期間中に、原則全ての休日の学校部活動を地域展開することを目指すとしている。
- ・国の示す要件に基づき、市町村等が地域クラブを認定する仕組みを構築することが明記されている。
- ・地域展開とは別に、学校部活動のあり方についても言及されており、適切な運営や休養日の設定が求められており、学校部活動も、このガイドラインに基づき、再構築していく必要がある。

○国のガイドラインが示す認定地域クラブの要件について

要件1：教育的意義の継承と参加機会の保障

- ・学校部活動の教育的意義を継承・発展させる活動であることが基本。
- ・市区町村が定める区域内に居住する生徒が主な対象で、選抜を行わず、希望者を広く受け入れることが前提となる。

要件2：適切な活動時間・休養日の設定

- ・学校部活動の規定（平日1日、休日1日の休み）を踏襲し、週あたりの活動時間は11時間程度を目安とする。

要件3：可能な限り低廉な参加費の設定

- ・国がイメージする目安として休日に週1回（月4回程度）の活動で月額1,000円～3,000円程度。（一律の基準ではなく、活動内容により増減はあり得る。）

要件4：適切な指導体制の確保

- ・市町村が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わる必要がある。
- ・原則として複数の指導人材がクラブ活動に携わることも含まれている。

要件5：適切な安全確保の体制整備

- ・事故発生時の対応や責任関係の明確化が必要である。
- ・指導者および参加者は、自身のけがを補償する保険や個人賠償責任保険への加入が条件となる。
- ・基本的な考え方として、地域クラブ活動で発生したけが等の責任は、実施主体である各地域クラブが負う。
- ・学校外の活動であるため、学校のスポーツ振興センター災害給付制度は適用されない。活動中のけがに備え、スポーツ安全保険等への加入が推奨される。（スポーツ安全保険の場合、年間の保険料は、子どもが800円、指導者は2,000円）

要件6：適切な運営体制の確保

- ・規約等を作成し公表するなど、適切な運営体制の確保が求められている。
- ・各地域クラブが規約を容易に作成できるよう、市教育委員会がひな形を準備する予定である。
- ・各地域クラブでは原則として、代表、副代表、会計、監事といった役職を置く必要がある。

要件7：適切な学校等との連携

- ・学校との適切な連携が求められている。例として、練習スケジュール等を子どもが在籍する学校と共有することが挙げられる。

○地域クラブ活動の認定手続きの流れについて

- ・申請は、市教育委員会学校教育課内「サポートセンター」に対してメール、または紙媒体で行う。
- ・サポートセンターは新設係等ではなく、当面は教育委員会学校教育課内の地域展開コーディネーターや担当指導主事が業務を担う。
- ・サポートセンターが指導者登録とクラブ登録の審査を行い、要件を満たしたものを認定する。（クラブの認定期間は、最長3年間。）

○指導者の登録要件について

- ・登録する指導者は、市が準備する研修の受講が必須となる。オンデマンド研修を準備する予定である。
- ・研修の受講が確認された指導者は、最長で4年間の登録を認めるようにする。

○サポートセンターポータルサイトの開設について

- ・子ども、地域クラブ、指導者等が、必要な情報を一元的に得られるポータルサイトを現在準備中

である。

- ・このポータルサイトは、学校教育課のページや市のホームページではなく、「福島市地域クラブ活動運営統括サポートセンター」として専用のものを開設する予定である。

○クラブ認定の経過措置（みなし認定）の適用について

- ・国のガイドラインでは、体制構築に時間を要する項目について、令和8年度末まで認定を受けたとみなす経過措置が認められている。また、特別な事情がある場合は令和10年度末まで延長可能とされている。
- ・特に「適切な指導の実施体制」と「適切な運営体制」の確保については、それを確実に満たすためには一定の時間が必要であると考え。
- ・本市としては、持続的・安定的な運営体制の確立には一定の時間が必要であると考え、みなし認定の経過措置を令和10年度末まで適用する。

○認定地域クラブと一般地域クラブの違いについて

- ・認定地域クラブは、ポータルサイトへの情報掲載をはじめ、学校施設の優先的利用や教員の兼職兼業の積極的許可等を行っていく。
- ・一般地域クラブについても、希望があればポータルサイトに情報を掲載し、子どもたちの選択肢を増やすようにしていきたい。
- ・次年度以降、既存の地域クラブ等に積極的に声をかけ、認定地域クラブ、一般地域クラブを問わず、まずは市に登録する地域クラブ数を増やすようにしていきたい。

○指導者研修の内容と資格保有者への免除措置の検討について

- ・市で実施する研修は、民間事業者によるオンデマンド研修を準備する計画である。この研修は、国がガイドラインで示す内容に準じたものとなる。
- ・教員や公認指導者資格等の保有者については、研修項目の一部または全部の免除を検討している。

○福島市としての地域展開スケジュールについて

- ・第2回で提示した方向性と同様であるが、大会日程等の関係で、第1・3土・日に部活動休養日を設定できない場合は、別週の土日に繰り替えることとし、確実に1ヶ月の中で休養日を、令和8年度2学期以降は月1回、令和9年度2学期以降は月2回設定する。
- ・令和8年度2学期より、段階的に土日の部活動の休養日を設定し、令和10年度の2学期からは休日の学校部活動は終了し、地域クラブへ移行する。

○市としての今後の主な取り組みについて

- ・「福島市部活動地域展開・地域クラブ活動推進計画」を策定し、公表する。様々な媒体を活用し、広く市民へ周知する。
- ・認定地域クラブ活動の認定に関する要綱や教員の兼職兼業の許可に関する要綱の制定
- ・福島市地域クラブ活動運営統括サポートセンターのポータルサイトの開設
- ・ポータルサイトの準備ができ次第、認定地域クラブ、地域指導者、見守りサポーター等の募集を開始する。

(渡部議長)

事務局から今後の取り組み内容の説明があったが、質問等はあるか。

(菊田委員)

認定地域クラブ活動と一般地域クラブ活動の区別について、現在活動しているスポーツ少年団は、認定地域クラブ活動への移行が必須なのか、あるいは独立して活動を継続できるのか、確認したい。

(事務局)

認定地域クラブ活動は、部活動の教育的意義を継承しつつ、複数の学校に所属する生徒との交流や多世代交流といった新たな価値を創造するものであり、市としてはこれを増やしていきたいと考えている。ただし、認定は国が示した要件に基づき市が行うため、要件に合致しない地域クラブや、あえて認定を希望しない地域クラブに対して強制することはない。子どもたちの中には一般の地域クラブでの活動を希望するケースも想定されるため、可能な限り認定外の一般地域クラブについてもポータルサイトで情報発信を行い、子どもたちの選択肢の一つとして提示していきたい。

(渡部議長)

運営費に関して、国が目安として示す月額1,000円～3,000円という金額が、認定地域クラブにとって上限3,000円というハードルになるのではないかと。

(事務局)

この金額は上限ではなく、あくまで目安である。ただし、活動内容に対して会費が高額と判断される場合は検討が必要となる。最終的な市としての認定は、提出書類の精査や、場合によっては現地での活動状況の視察を経て判断される。

(小野委員)

隣接市町村と共同で活動する場合、福島市の認定地域クラブにはならないという考えでよいか。

(事務局)

認定は市町村ごとに行われる。福島市が認定した地域クラブについて、福島市の子どもたちに混ざって、伊達市など隣接市町村の子どもが少数参加することは可能である。

また、例えば、川俣町と福島市が共同で地域クラブを立ち上げるような広域連携の場合は、教育委員会同士での協議が必要となると考えるが、現時点で具体的なものは未定である。

(小野委員)

認定地域クラブが学校施設を優先利用できるとされているが、認定外のスポーツ少年団や、学校開放を利用している地区スポーツ連盟の各種行事との優先関係はどうなるのか。

(事務局)

土日の日中に関しては、これまで部活動が利用していた中学校の体育館やグラウンドが地域クラブに移行することで空くため、そこを認定地域クラブが優先的に利用できるようにする方針である。具体的な調整については、今後、施設担当部署と協議を進める。

平日の夜間利用については、既存の社会体育（一般成人の利用等）との競合が予想される。先行事例として、時間帯によって利用者を区切る（例：18時から中学生、19時から高校生等、20時以降は大人等）ことで調整している市町村もあるため、そうしたことも施設担当と検討していく。

(遠藤委員)

国からの補助金の仕組みについて、教えていただきたい。

(事務局)

国からの補助金については、間接補助であり、例えば、休日の地域クラブ活動の運営については、地域クラブ運営費の不足分に対し国・県・市が3分の1ずつ負担する形である。

(小川宏委員)

学校施設の優先利用と中体連大会への参加資格について確認したい。気になるのは、認定地域クラブと一般地域クラブの差別化である。また、中体連における自治体承認等ということについて確認したい。

(事務局)

1点目の優先的利用について、市教委としては、認定クラブは学校施設を優先利用させたいと考えている。具体的なルールは未調整であり、今後、主管課と検討を進めていきたい。

2点目の中体連の認定については、中体連大会の各競技細則の参加要件に「自治体が認めたクラブ」とある場合、市の認定を受けることでその要件を満たしたことになる。

(佐藤委員)

種目によって、日本中体連で決めている細かな規定がある。各クラブからの申請ののち、そのクラブが自治体が認めたクラブなのかどうかを、県中体連が各自治体に確認をし、その結果をもとに中体連登録の可否を判断している。

(小川宏委員)

一般の地域クラブも既に中体連への参加申請を行い、承認・不承認の判断を受けているが、認定地域クラブになることで、その承認プロセスが通やすくなるのか。

(事務局)

現在のプロセスでは、1月31日までに各クラブが中体連に申請している。「自治体が認めたクラブ」という要件がある種目については、中体連から自治体（福島市）に対し、当該クラブが市の認定を受けているかどうかの照会がある。市が「認定地域クラブ」として認めている場合、要件を満たすことになる。

(渡部議長)

時間も限られているので、(2)に進む。

(2) 福島市部活動地域展開・地域クラブ活動推進計画（案）について（事務局）

○計画の名称変更について

- ・第2回まで提案していたものは「福島市地域クラブ活動推進計画」であった。今回は、「福島市部活動地域展開・地域クラブ活動推進計画」に名称を変更した。

○資料等の変更点について

- ・1～3ページについては変更したところはない。
- ・4ページのアンケート結果について、教職員の対象者数を463名に変更した。
- ・5～6ページのアンケート結果概要については大きな変更なし。
- ・7～8ページに10月に実施した中学生および中学校教員対象のアンケート結果概要を追加した。
- ・9ページの基本目標について、コンセプトである「子どもの時間Re・デザイン」を強調し、子どもが自由に活動を選択できる環境整備を目指すという文言にした。
- ・基本方針1について、学校部活動の教育的意義に加え、地域クラブ活動独自の新たな価値があることを例示した。
- ・基本方針2について、「サポートセンター」を設置し、ポータルサイトを通じて情報提供を一元化する計画である。
- ・基本方針3については第2回と変更ない。
- ・基本方針4について、公共施設や学校施設の利用料に関する「減免」という文言を削除した。
- ・11ページの「参加者」について「市立中学校の生徒」という文言を「市内の中学校及び特別支援学校中学部の生徒」に変更し、私立中学校や附属中学校の生徒も含む形にした。
- ・指導者について、技術指導はできないが、子どもたちの活動を見守ることができる「見守りサポーター」の確保に努めることを明記した。

- ・国のガイドラインを踏まえ、活動時間の記載内容を簡潔にした。平日2時間程度、休日3時間程度以内。週あたり11時間程度の範囲内とする。
- ・会費の目安について、可能な限り低廉な参加費を目指し、目安として「月3,000円前後」と表記した。
- ・保険への加入について、「スポーツ安全保険等の傷害保険に加入することとします。」とした。必ずしもスポーツ安全保険に限定せず、同等程度の保険であれば可とした。
- ・14ページの地域展開スケジュールについて、第2回で協議したとおり、令和8年度の2学期以降、段階的に休日部活動の休養日を設定した。令和10年度の2学期には、休日部活動を完全に地域へ展開することを目指す。
- ・平日の部活動は当面継続するが、勝利至上主義に偏らない運営を徹底し、生徒の自主的・自発的な参加を原則とすることを明記した。
- ・推進計画は策定後も常にブラッシュアップしていくものであり、国や県の方針改定、市の進捗状況、子どもたちの実情に応じて、必要に応じて見直しを行う。

○今後の取組予定について

- ・推進計画の最終版を策定し、年度末までに公表する。

(渡部議長)

皆さんからご意見、質問等あればよろしくお願いします。

(小川宏委員)

人材バンクに登録する指導者の資格や資質をどのように見極める予定か。市がお墨付きを与える形になるため、指導者と子どもとのトラブルや犯罪を未然に防ぐ仕組みが重要である。また、特に資格要件のない「見守りサポーター」については、不純な動機を持つ人物が登録するリスクへの懸念もある。

(事務局)

国は日本版DBSの活用を示唆しているが、市としてはまだ具体的な対応はできていない。市が準備する研修を受講したことを事務局側で確認し、登録をするようになる。登録期間は最長4年間とするが、場合によっては途中で登録解除することもある。また、登録の時点で、誓約書等の提出も求められるようになる。

登録前の段階で不適切な人物を登録できないようにする仕組みの必要性は認識しているが、具体的な方法については検討中である。

(渡部議長)

市認定地域クラブであっても、中体連の大会に出場できるかどうかは、改めて中体連の審査が行われる。認定地域クラブでも中体連に出られない可能性もあるが、その点についてはどうか。

(事務局)

市が地域クラブを認定しても、中体連の大会に出場できるかは、中体連独自の審査基準によって決まる。中体連の登録要件には、スポーツ協会などが定める「認定スポーツ指導者資格」を指導者が保有していることが必須である。一方、市の「認定地域クラブ」の要件では、必ずしも指導者資格が必須ではないため、市の認定を受けても中体連の大会に出られないという不整合が生じる可能性がある。

(渡部議長)

現在、学校の部活動では教員が指導者資格を持っていなくても中体連の大会に参加できるが、地域クラブとなるとハードルが上がる。そうなった場合、認定クラブに必ず教員を入れるとか、そういう考えはあるのか。

(事務局)

仮に教員が地域クラブの指導者として参加した場合、その身分は「地域指導者」となるため、教員であるという理由だけで大会出場資格が得られるわけではない。

(佐藤委員)

県の中体連としては、認定指導員資格を持たない指導者がいるクラブの大会参加申請は認めていない。「講習を受けて4月に資格を取得予定」といったケースでも、申請時点で資格保有者がクラブに在籍していなければ、申請は受理されない。

したがって、中体連への登録申請には、申請時点でクラブに有資格指導者が在籍していることが必須条件である。

(甚野委員)

家庭の経済格差が子どもの体験の機会の格差につながることはないよう、経済的に困窮する社会の子どもへの支援のあり方について、検討していることがあれば、お聞きしたい。

(事務局)

国は令和8年度から地域クラブ活動への参加費等を補助する事業を開始予定。地域クラブの会費を月額2,000円～3,000円と想定し、年間24,800円、最大36,800円までを補助する計画である。

この補助は、国と市が半分ずつ負担する形式（国から市への直接補助）となる。市が国の補助金を利用するには、市独自の財源を確保する必要がある。

(渡部議長)

学校に就学援助を申請している家庭は、認められる可能性が高いというイメージなのか。

(事務局)

補助の対象者は、就学援助を受けている家庭などが想定されるが、市として補助制度を導入する際には、より詳細な要件を精査する必要がある。

(渡部議長)

地域クラブ全般について、中学校段階の子どもをイメージして話をしているが、小学校の子どもでも該当するのか。

(事務局)

地域クラブ活動は中学生がメインだが、小学生の参加も可能である。実際に、現在実施している陸上競技や吹奏楽の合同練習会では小学生の参加が増えている。地域クラブ活動は中学生を主な対象としつつ、小学生や将来的には多世代が参加する地域全体の活動へと発展させていくのがよいと考える。

(渡部議長)

子どもの年齢によって、9か年分の地域クラブという捉え方でよいのか。

(事務局)

活動の対象は「小中9年」と捉えられるが、最終的には高校生や大学生も参加する多世代交流の場となり、地域活性化に繋げることが理想だと考える。当面は、中学生を主軸に小学生が加わるようなイメージになる。

(渡部議長)

先に(3)に進んで、最後に何かあれば、またよろしくお願いします。

(3) その他

① 福島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(案)について

- ・「福島市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」は、文科省が示したひな形を基に作成した。
- ・第6条にある認定の有効期間については、「認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末まで」と設定した。
- ・附則にて、令和10年度末までを「みなし認定」の経過措置期間とすることが記載されている。
- ・6ページ以降に国の様式を基にした各種申請様式が添付されている。
- ・15ページの指導者登録申請書では、指導可能地域の表現(例:「市内全域」「〇〇地区」)を市の実情に合わせて検討中である。
- ・16ページには、誓約書の様式が含まれている。

② 福島市立学校校長及び教員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱(案)について

- ・「福島市立学校校長及び教員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」も文科省のひな形を基にしているが、「教職員」という言葉を「校長及び教員」に修正した。学校にいる市職員などは対象外となる。
- ・教員が地域クラブ活動で兼職兼業を行う場合、従来通り、所属長(校長)を通じて教育委員会に申請し、許可を得る必要がある。
- ・地域クラブで兼業した教員は、毎月「地域クラブ活動従事活動時間報告書」を校長に提出、校長は報告書の写しを教育委員会へ提出する。
- ・学校での時間外勤務が多い場合、教員の健康確保の観点から兼職兼業が認められない可能性が生じる。

(渡部議長)

(3)について説明いただいた。質問があればお願いします。

(小野委員)

認定の有効期限が3年間という形だが、3年経つとどうなるのか。

(事務局)

有効期限が切れた場合、再度登録申請が必要。これは「更新」という形式ではなく、再度登録手続きを行う形となる。

再登録時には、指導者や活動の状況など、最新の情報に基づいた資料を提出する必要がある。

(菊田委員)

地域クラブ活動指導者の研修義務化と研修機会の提供について、教えていただきたい。

(事務局)

指導者の登録は最長4年であり、登録の際には必ず市が提供する研修を受講することとなる。その他、研修機会として、日本スポーツ協会がYouTubeで提供している研修動画を、ポータルサイトに掲載し、いつでも視聴できるように準備を進めているところである。

(渡部議長)

運動系以外の美術・芸術系指導者に対する研修の有無と内容については、どうなっているのか。

(事務局)

資格という意味では、確認ができていないが、市が準備する研修は、生徒との関わり方や暴力に関する説明など、スポーツや文化芸術などの分野を問わない一般的な内容となっている。

(本田委員)

吹奏楽などでは検定のようなものは存在するものの、多くの指導者は、資格を保有しているわけではないのが現状である。

(事務局)

市としては、子どもや保護者との関わり方、安全上の配慮等の内容の研修を準備する予定である。

(渡部議長)

兼職許可の対象となる教員の範囲について、常勤講師は対象となるが、非常勤講師は対象とならないということによいか。

(事務局)

教員の兼職許可の対象には、常勤講師が含まれる。非常勤講師は兼職許可の対象外となる。

また、要綱は「校長及び教員」としている。教員だけでなく、校長も部活動指導の兼職対象者として想定している。

(渡部議長)

この認定地域クラブには市立学校だけではなく、私立学校や附属中学校等の生徒が所属することも可能なのか。

(事務局)

市の認定クラブには市立学校以外の生徒も参加可能である。市の認定クラブは、市がそのクラブの活動を認定したものであり、生徒の所属学校を限定するものではない。

これまでも合同練習会などでは、近隣の市町村からの参加実績があることから、認定地域クラブに対しても、そうしたことが想定される。

(佐藤委員)

現行の中体連のルールでは、地区をまたいで大会参加は認められていない。そのため、市の認定クラブに県北地区以外の生徒（例：郡山市の生徒）が参加しても、その生徒は中体連の大会には出場できない。

(渡部議長)

(1) から (3) の全体を通してもし何かあれば、お願いします。

(小川宏委員)

令和8年度から段階的に週末の部活動休養日設定を推進するためには、単にホームページで計画を公表するだけでは不十分であり、強制力や何らかの働きかけが必要である。

(事務局)

各学校や保護者に対して教育委員会名で文書を発行する必要があると考えている。

(渡部議長)

地域展開に関しては行政の仕事であるという認識が強い。

市が地域クラブの認定基準、兼職の承認等に関する方針を示したことで、市と校長会の間で議論を進めるための土台が見えてきた。

スケジュールは決まったが半年でも数か月でも前倒しで進めることができればよいと思う。

(事務局)

スケジュールには、休日の部活動を終了し、完全に地域展開するのが令和10年度の2学期としているが、準備ができた地域クラブから活動を開始していく。多くの地域クラブができてくれば、前倒しのような可能性もある。

(小川宏委員)

各学校の判断に任せると、先進的な学校とそうでない学校で取り組みに差が生じる可能性がある。市から各学校へ方針を遵守するよう、様々な方面から働きかけてほしい。

もう一点、現状では、市の「認定地域クラブ」になること自体のメリットが少ない。多くのクラブは中体連の大会出場を目指しているが、市の認定と大会出場資格の認定は別であり、市の認定を受けても大会に出られる保証がない。大会出場資格はクラブ単体でも取得できるため、市の認定を受ける魅力が薄い。

市の認定を受けることで市の体育施設利用料の減免措置などは考えられないのか。

(事務局)

今後、学校施設のスマートロック設備導入や指定管理者制度等の制度も出てくる可能性がある。施設担当課と検討を進めていくようにする。

(渡部議長)

市の認定と中体連への出場資格が自動的に結びつけば大きなメリットになるが、中体連は別組織であるため簡単ではない。

(小川宏委員)

剣道や卓球など、一部の競技団体では「学校の部活動でなければ大会に出場できない」という規定がまだ存在しており、これも地域展開の障壁となっている。市が関係競技団体に働きかけ、認定クラブが大会に出場しやすくなるよう環境を整備してほしい。

(事務局)

関連団体が多岐にわたるため、個別に情報発信するのではなく、ハブとなる組織を通じて情報を広げていくのが効率的である。本協議会に代表者が出席しているのは、そうした情報展開の意図も含まれる。

委員の方からも今後の地域展開の方針について、それぞれの団体内で周知していただけるとありがたい。

4 その他

(1) 令和8年度の福島市地域クラブ活動推進協議会の開催予定(令和8年1月末時点)

第4回 令和8年 5月27日(水) 15時～

第5回 令和8年10月26日(月) 15時～

第6回 令和9年 2月19日(金) 15時～

5 閉会のことば(進行:後藤係長)